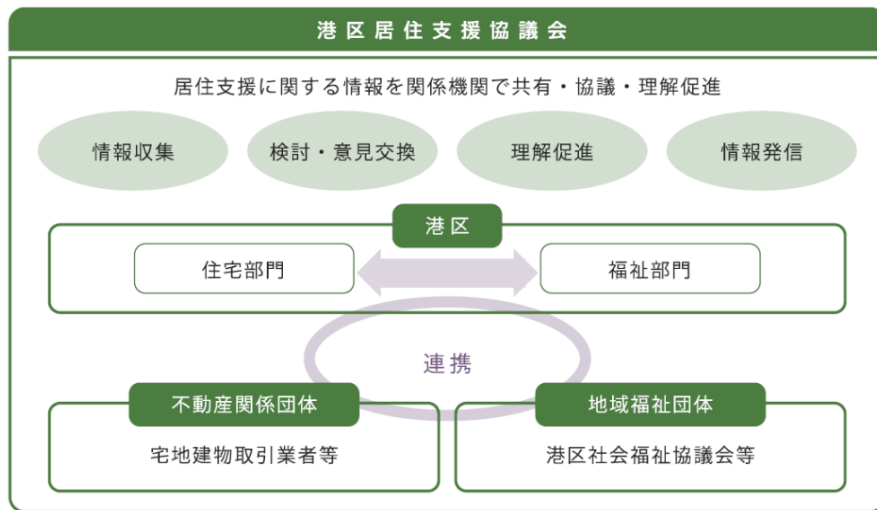


事業名	高齢者など住宅の確保に配慮を要する方への支援に向けて「居住支援協議会」の設置に向けた準備
------------	---

ここがポイント	<p>◆区内の不動産関係団体や地域福祉団体と住まいに関する課題を共有します。</p> <p>◆高齢者や家主の不安や負担を軽減するため必要となる支援を実施していきます。</p>	予算額	1,992千円
	区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 臨時 (<input checked="" type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> レベルアップ	

概要	<p>高齢者等の住宅確保要配慮者※が区内の民間賃貸住宅へ入居しにくい実情に対し、区と関係団体との連携体制の構築及び切れ目ない支援が必要です。 ※住宅確保要配慮者:低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等</p>		
	<p>事業概要</p> <p>港区（住宅部門・福祉部門）、不動産関係団体、地域福祉団体等の連携による支援体制を構築し、高齢者等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けて居住支援協議会を設置します。</p> <p>令和6年度は、居住支援協議会の設置に向けた準備を進めます。</p> <p>■効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等を支援する関係機関や不動産事業者等との連携を通して、居住支援に係る情報、課題等を共有します。 ・ 協議会設置後は、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の家主に対して情報、課題等を共有し、不安や負担を軽減するため必要な支援を実施していきます。 <p>■居住支援協議会</p> <p>庁内関係課、港区不動産関係団体、港区地域福祉団体等で設置準備委員会を開催し、学識経験者にオブザーバーとして設置準備委員会に関与してもらいます。</p>		



問合せ 	課長	住宅課 吉田	☎ 03-3578-2345(直通)
	係長	住宅課 住宅政策担当 江頭	☎ 03-3578-2288(直通)